

平成30年度第1回 芦屋市文化財保護審議会 会議録

日 時	平成30年10月17日(水) 15:00～17:00	
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室	
出席者	会 長 安部 みき子 副 会 長 戸田 清子 委 員 長谷 洋一 森 隆男 中江 研  【事務局】 教 育 長 福岡 憲助 社会教育部長 田中 徹 生涯学習課長 茶嶋 奈美 生涯学習課文化財係長 竹村 忠洋 生涯学習課文化財係学芸員 森山 由香里	
事務局	生涯学習課	
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規程により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要]  <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に法人情報が含まれるため、一部公開とする。	
傍聴者数	0 人	

### 1 会議次第

- (1) 芦屋市指定文化財の候補について
- (2) 文化財保護法改正に伴う今後の本市文化財保護行政の方針について
- (3) その他

### 2 提出資料

- 資料1 指定文化財候補概要1 (個人情報が含まれているため、非公開。)
- 資料2 指定文化財候補概要2
- 資料3 根拠法令抜粋
- 資料4 平成30年文化財保護法改正の概要1
- 資料5 平成30年文化財保護法改正の概要2
- 資料6 市内指定等文化財一覧
- 資料7 会下山遺跡台風等被害状況
- 資料8 旧小阪家住宅一般公開案内
- 資料9 美術博物館・谷崎潤一郎記念館指定管理者の指定について
- 資料10 平成30年度芦屋市民文化賞受賞者について

### 3 審議経過

【議題①】 芦屋市指定文化財の候補について

(安部会長)

では、議題①について、説明をお願いします。

(事務局：森山)

資料2に基づいて説明。

(森委員)

力石は、祭りの場で男性が持ち上げて自分が男として一人前であるという証明をする、男性にとっての通過儀礼であった「力比べ」に使われたものです。時期については、おそらく近世末か近代で良いと思います。力石は、本来はどこにでもある物ですが、廃棄されて残っていない事例が数多くあるため、芦屋市に6点だけでも残ってきたということと、今後残していかなければならないという文化財の保護の意味でも指定する必要があると思います。兵庫県下有形文化財としての指定がないということですが、指定文化財の指定に向けて、前向きにご検討いただけたらと思います。指定区分については、無形文化財となる伝承の部分の情報あまりありませんので、有形民俗文化財で良いと思います。

指定する際には、価値付けに工夫をする必要がありますが、ぜひ重さも調査していただきたいです。特に、「五十貫」と「四十二貫」の刻字のあるものは、実際の重さよりも多めに記されているのではないかと思います。

(長谷委員)

隣接する神戸市に120個近く力石がある中で、芦屋市に残る6点が文化財に指定されるべき特徴というのが、私的には見えにくいと思います。たくさんある中の一つにもかかわらず、なぜこれを指定するのかという理由が必要です。兵庫県下有形民俗文化財としての指定がない中で先頭を切る限りは、それ相応の理由がないと価値付けが難しいと思います。

(事務局：森山)

芦屋市内には、阿保天神社の6点しか残っていないという点から、市にとって大事な文化財という価値付けができると考えています。

(長谷委員)

隣接する東灘区に56点あるので、これらとの違いを見出さないと、やはり難しいのではないかと思います。

(事務局：竹村)

芦屋市文化財保護条例(資料3)の第5条では、「本市にとって特に文化的価値の高い物を

芦屋市指定文化財に指定することができる」となっております。たとえば、東芦屋町にある芦屋神社境内古墳は、全国的に見るとごくありふれた古墳ですが、芦屋市内では横穴式石室としての保存状態が良く、唯一天井石が残っています。この古墳は平成28年2月19日付けで芦屋市指定文化財となりましたが、その際にも、同じような議論があった中で、先に述べた芦屋市文化財保護条例の条文を理由に、本市にとって文化的価値の高いものとし、指定に至りました。一方で、本市にとっての文化的価値が高いということだけで指定してしまうと、学術的には芦屋市だけの独りよがりになってしまいかねませんので、この点につきましても、審議いただきたいと考えております。

(長谷委員)

古墳や歴史的建造物など、現在残っているものを芦屋市にとって大切なものとして指定するという理屈はよくわかりますが、兵庫県下で先陣を斬るからには、それなりの理由がないと、後にも続かないと思います。

(森委員)

民俗文化財というのは、地域に根差した文化を強調するものですので、阪神間でもこれまで、地域にとっての民俗文化財という部分を強調したものが、市指定文化財になっています。私は、芦屋という都市化された中で残っているという点で、芦屋市にとって大切な文化財として評価して良いと思います。

(長谷委員)

力石は祭りに関わるものということですが、本来あるべきはずの祭りを復活させて、そこで活用してこそ、文化財的な価値として高まるのではないかと思います。物だけを保存するだけでは、活用にはならないと思います。そこの裏にある祭りを復活させてこそ、初めて、文化財の保護・活用になって、そこから保存しないといけないという議論になるのではありませんか。

(森委員)

理想としてはそうあるべきだと思います。

(長谷委員)

阿保天神社では秋祭りはされていますか。

(事務局：森山)

阿保天神社の秋祭りについては未調査です。

(森委員)

全国で有形文化財として力石が指定されている事例の情報がありますか。

(事務局：森山)

事例はあるようですが、詳細については未調査です。

(森委員)

では、全国で有形文化財指定を受けている力石について、指定状況や価値づけなどを調べていただきたいです。

(事務局：森山)

わかりました。

(安部会長)

阿保天神社の祭りに関する資料はありますか。

(事務局：森山)

阿保天神社を含む周辺地域のことについては、現在、地域住民への聞き取り調査を行っています。祭礼などについても、継続して聞き取り調査を進めていきたいと思えます。

(安部会長)

石の素材は何ですか。

(事務局：森山)

御影石だと思います。

(安部会長)

それは、この地域だからですか。

(事務局：森山)

そうだと思います。わざわざ遠くから石を持って来ることはないと思えます。

(森委員)

コンクリートで固定してあるのですか。

(事務局：竹村係長)

そうです。

(戸田副会長)

非常に興味深く伺っておりましたが、長谷委員がおっしゃる、本来、祭りが活性化していて関連するものが残っているというのが理想ですが、時代やライフスタイルが変わる中で年齢通過儀礼というものもどんどんなくなりつつあります。祭りですから、ハレの非日常のものなので、そういう意味では、それを積極的に復活するというのは難しいかもしれないと思います。いきなり祭りというのは、都市化されている所ではなかなか難しいと思うので、小学校の調べ学習などでの活用などが仕掛けやきっかけになれば良いのではないかと思います。伝統や地域の文化は形も含めて語り継いでいかないと、滅びゆくという気がしています。

(事務局：竹村)

どのような祭りをしていたかというのは、また考えていかなければならないですけど、単純に重さがどれぐらいかというのを子どもが考え、何人がかりかで同じ重さの物を持ってみるようなことはできると思います。それだけでも、力石とは、何か感じられるかもしれません。

(森委員)

重さは重要な要素だと思います。

(戸田副会長)

そこに物語性があると、もっと関心を持つと思います。

(事務局：竹村)

本日いただいた意見に基づきまして、今後も調査を進めるとともに、今後の保護措置や活用も含めて検討し、市指定に向けて事務局の方で動いていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**【議題②】文化財保護法改正に伴う今後の本市文化財保護行政の方針について**

(安部会長)

では、議題②について、説明をお願いします。

(事務局：竹村)

資料4・5に基づいて説明。

(長谷委員)

芦屋市としては、基本的にしばらく静観していくという事ですか。

(事務局：竹村)

兵庫県下や周辺市がどのような動きをするのかという情勢を見ているのが今の状態です。

(森委員)

今まで教育委員会の所管だったものが市長部局でも担当できるというのは、大きな変化だと思います。芦屋市としてどうするのか、ある程度内部で議論しておかないといけないと思います。活用に対して保護の部分のバランスが弱くなってしまおうという危惧をおそらく皆さんお持ちではないのかと思います。

(長谷委員)

今静観されているという話ですが、後で慌てて方向転換しても時間も余裕も材料もない中でできないと思います。補助金等にも関わることですので、準備を進めるべきと思います。いかに保存を重視しつつ、ただの観光にならない活用法を見出すか、保存活用していく人材の養成なども、今から準備しておいた方が私は良いと思います。

(戸田副会長)

活用は時代の流れなのだろうと思いますが、一方で活用の中身や方向性が心配です。現在の審議会組織の立ち位置や方向性を考える限り、文化財に対するスタンスがそう変わらない中で価値を共有していると思いますが、そこにまちおこしやお金が入ってくるインバウンドなどの要素が入ると、方向性や価値観がずれてくる懸念もあります。資料としての歴史的価値や保護の観点をよく理解した上での活用が大前提だと思いますので、そこがぶれないようにどうしたら良いか、考えていく必要があると思います。

(事務局：竹村係長)

大きな問題ですので、この問題については何か動きがありましたら、審議会にご報告させていただきますし、また審議などもお願いすると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【議題③】** その他について

(安部会長)

では、議題3について、説明をお願いします。

(事務局：竹村係長)

資料7～10に基づいて説明。

(安部会長)

ただいまの報告につきまして、意見等はありませんでしょうか。

《 各委員，意見なし 》

《閉会》